（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）

第二百八条の七　法第七十六条第二項（生命保険料控除）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一　法第七十六条第五項第一号に掲げる契約の内容と同条第七項第一号に掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料

二　法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金

（承認規定等の範囲）

第二百八条の八　法第七十六条第五項（生命保険料控除）に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第一号（確定給付企業年金の実施）その他政令で定める規定は、同法第六条第一項（規約の変更等）（同法第七十九条第一項若しくは第二項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転）、第八十一条第二項（基金から規約型企業年金への移行）、第百七条第一項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転）、第百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）、第百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は附則第二十五条第一項（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）、第七十四条第四項（規約型企業年金の統合）及び第七十五条第二項（規約型企業年金の分割）の規定とする。

2　法第七十六条第五項に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（基金の規約の変更等）（同法第七十六条第四項（基金の合併）、第七十七条第五項（基金の分割）、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項（規約型企業年金から基金への移行）、第百七条第一項、第百十条の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第百十二条第一項（厚生年金基金から基金への移行）の規定とする。

（新生命保険料の対象となる保険料又は掛金）

第二百八条の三　法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一　法第七十六条第五項第一号に掲げる契約の内容と同条第七項第一号に掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、同号に掲げる契約の内容を主たる内容とする保険契約として金融庁長官が財務大臣と協議して定めるもの（第二百八条の七第一号（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）において「特定介護医療保険契約」という。）以外のものに係る保険料

二　法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、同号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるもの（第二百八条の七第二号において「特定介護医療共済契約」という。）以外のものに係る掛金

2　金融庁長官は、前項第一号の規定により保険契約を定めたときは、これを告示する。

3　農林水産大臣は、第一項第二号の規定により共済に係る契約を定めたときは、これを告示する。

第二百九条の見出しを「（生命保険料控除の対象とならない保険契約等）」に改め、同条第一項中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条第五項第一号」に、「生命保険契約は」を「保険契約は」に、「生命保険契約の」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約の」に、「保険金」を「保険金等」に、「第六条第二項」を「（平成十年法律第百十四号）第六条第二項」に改め、同条第二項中「第七十六条第三項第三号」を「第七十六条第五項第三号」に、「共済金」を「保険金等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第七十六条第六項第四号に規定する政令で定めるものは、外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間（次項において「海外旅行期間」という。）内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

第二百九条に次の一項を加える。

4　法第七十六条第七項第二号に規定する政令で定めるものは、海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる同条第五項第三号に規定する生命共済契約等とする。

第二百十条の見出しを「（生命共済契約等の範囲）」に改め、同条中「第七十六条第三項第三号」を「第七十六条第五項第三号」に改める。

第二百十条の二を削る。

第二百十条の三の見出しを「（退職年金に関する契約の範囲）」に改め、同条中「第七十六条第三項第五号」を「第七十六条第五項第四号」に改め、同条を第二百十条の二とする。

第二百十一条の見出しを「（年金給付契約の対象となる契約の範囲）」に改め、同条中「第七十六条第四項」を「第七十六条第八項」に改め、同条第一号中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条第五項第一号」に、「生命保険契約」を「契約」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「付されている契約」の下に「又は他の保険契約に附帯して締結した契約」を、「当該特約」の下に「又は他の保険契約」を加え、同条第二号中「第七十六条第三項第二号に掲げる簡易生命保険契約」を「第七十六条第五項第二号に規定する旧簡易生命保険契約」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三号中「生命保険契約等となる共済に係る契約」を「生命共済契約等」に、「第七十六条第三項第三号」を「第七十六条第五項第三号」に、「第七十六条第二項」を「第七十六条第三項」に改め、「付されている契約」の下に「又は他の生命共済に係る契約」を、「当該特約」の下に「又は他の生命共済に係る契約」を加える。

第二百十二条の見出しを「（生命保険料控除の対象となる年金給付契約の要件）」に改め、同条中「第七十六条第四項第三号」を「第七十六条第八項第三号」に改め、「生命保険契約、簡易生命保険契約又は生命共済に係る」及び「の各号」を削る。

第二百十八条第一項中「第八十三条第二項（配偶者控除）」を「第八十五条第四項（扶養親族等の判定の時期等）」に改める。

第二百十九条第一項中「第八十四条第二項（扶養控除）」を「第八十五条第五項（扶養親族等の判定の時期等）」に改める。

第二百二十条第一項中「第八十五条第四項（控除対象配偶者）」を「第八十五条第六項（扶養親族等に改める。

第二百二十二条第五項中「相手国に」を「締約国又は締約者（以下この項及び次条第一項第二号ロにおいて「条約相手国等」という。）に」に、「相手国内」を「条約相手国等内」に改める。

第二百二十二条の二第一項第二号ロ中「相手国」を「条約相手国等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第九十五条第一項に規定する居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額を課税標準として外国所得税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国所得税の額は、次に掲げる外国所得税の額とする。

一　法第二十五条第一項各号（配当等とみなす金額）に掲げる事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額に対して課される外国所得税の額（当該交付の基因となつた同項に規定する法人の株式又は出資の取得価額を超える部分の金額に対して課される部分を除く。）

二　租税特別措置法第九条の八（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する非課税口座内上場株式等の配当等に対して課される外国所得税の額